地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年10月7日)

1 測量等業務に係る県土整備部優良業務表彰等について 【県土総務課】・・・・・2ページ 2 盛土等の危険性を調査する緊急点検の点検結果について 【技術企画課・治山砂防課】・・・・・4ページ 3 鳥取県斜面の安全の確保に関する条例に係るパブリックコメントの実施について 【技術企画課】・・・・・5ページ 4 令和3年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について 【技術企画課】・・・・・10ページ 5 「米子・境港間の高規格道路」の要望について 【道路企画課】・・・・・11ページ 6 鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会(第1回)の開催結果について 【空港港湾課】・・・・12ページ 7 米子港のウォーターフロント活性化に係る優先交渉権者との基本協定締結について 【空港港湾課】・・・・・13ページ 8「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会 | 第6回会議の結果について 【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】・・・・・14ページ

【道路企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課・空港港湾課】・・・・16ページ

県 土 整 備 部

9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

測量等業務に係る県土整備部優良業務表彰等について

令和3年10月7日 県 土 総 務 課

県土整備部では、技術者のモチベーション向上と成果品のより一層の品質向上を図るため、測量等業務の成果品の品質が特に優れている優良業務を履行した受注者等の表彰を実施しています。

この度、令和2年度に完了検査を行った測量等業務のうち、他の模範となる優良業務を履行した土木関係建設コンサルタント、測量業者等を決定しましたので報告します。

1 優良業務

対象業務:発注時点の設計金額が500万円以上のもの(令和2年度335件)

表彰基準:○難易度が高い業務又は設計条件が困難な業務を遂行したもの。

○新技術・新工法又は独自の提案等を積極的に行ったもの。

○地元住民との調整又は事業進捗の促進に貢献したもの。

○上記の他、特に他の模範となる優れた取組を行い、表彰の対象としてふさわしいもの。

表彰件数:20件(表彰業者数15社)

2 若手優良技術者実施業務

対象業務:優良業務として表彰される業務に準じた成績を収めたもののうち、表彰年度の4月1日時点におい

て40歳未満の技術者が管理技術者等として従事した業務。

表彰件数:7件(表彰業者数4社)

3 表彰式の日程等

- (1) 日 時 令和3年10月15日(金)午前11時~正午
- (2) 場 所 県庁講堂(本庁舎1階)
- (3) 出席者 県土整備部長、受賞コンサルタント、若手優良技術者 ほか

4 優良業務一覧

(1) 土木関係建設コンサルタント部門(12件)

発注 機関	業務名	受 注 者 名
本庁	鳥取県道路大型構造物定期点検委託業務(2 工区)(補助)	シンワ技研コンサルタント株式会社
4)]	長寿命化計画策定業務委託 (治山施設) (その1)	アイコンヤマト株式会社
鳥取	野坂川河川改修工事「地質調査及び護岸詳細設計業務委託」	株式会社ウエスコ
局収	国道 178 号(岩美道路)「箱型函渠詳細設計業務委託(日野谷工区)」(補助)	株式会社荒谷建設コンサルタント
	八東川河川改修工事(大隼橋)「橋梁予備設計業務委託」	西谷技術コンサルタント株式会社
八頭	県道津山智頭八東線(綾木谷橋)外橋梁補修工事「調査及び詳細設計業務委託」(交付金 橋梁補修)(ゼロ県債)	株式会社エイト日本技術開発
中部	県道東伯関金線外道路修繕工事「測量設計業務委託」(維持修繕)	株式会社ジーアイシー
네타니	県道倉吉由良線(大栄 I Cアクセス)改良工事「道路詳細設計業務委託」(交付金改良)	株式会社ヨナゴ技研コンサルタント
米子	国道 180 号(念佛橋)外橋梁補修工事「調査設計業務委託」(防災安全交付金)	株式会社エース・プラン
木丁	宇田川「浸水被害軽減対策検討業務委託」	株式会社ョナゴ技研コンサルタント
口田玄	吉渡谷砂坊堰堤工事「測量設計及び地質調査業務委託」	株式会社ヒノコンサルタント
日野	津地川流木対策検討事業(土砂災害警戒区域(土石流))業務委託(詳細設計)	株式会社エスジーズ

(2) 測量・地質・補償関係コンサルタント部門 (7件)

発注 機関	業 務 名	受 注 者 名
本庁	鳥取砂丘コナン空港「航空機騒音調査業務委託」	株式会社エスジーズ
鳥取 港湾	鳥取港網代漁港深浅測量業務委託	アサヒコンサルタント株式会社
鳥取	蒲生川外河川定期縦横断測量業務委託	蒲生川外河川定期縦横断測量業務委託 アイコンヤマト・アスコ共同企業体
八頭	老ヶ谷川通常砂防工事「地盤変動影響調査業務委託(事前調査)」	株式会社エスジーズ
中部	北条川河川改修工事「地質調査業務委託」	株式会社荒谷建設コンサルタント
米子	国道 181 号(佐川~根雨原工区)改良工事「土地調査業務委託」(防災安全交付金)	鵬技術コンサルタント株式会社
日野	鳥取県砂防関係施設長寿命化計画点検業務委託(その1)(砂防)(国補正)	シンワ技研コンサルタント株式会社

(3) 県外コンサルタント部門 (1件)

発注 機関	業 務 名	受 注 者 名
中部	由良川河川改修工事「利水対策検討業務委託 (その1)」	株式会社建設技術研究所

(4) 若手優良業務(7件)

発注 機関	業務名	受 注 者 名		
鳥取	浜村B・C地区急傾斜地崩壊対策工事「地盤変動影響調査業務委託(事前調査)」	シンワ技研コンサルタント株式会社		
八頭	八東川河川改修工事(大隼橋)「橋梁予備設計業務委託」	西谷技術コンサルタント株式会社		
八頭	老ヶ谷川通常砂防工事「地盤変動影響調査業務委託(事前調査)」	株式会社エスジーズ		
中部	泊谷川砂防新規事業化調査「測量及び予備設計業務委託」	西谷技術コンサルタント株式会社		
中市	中部管内河川維持管理「河川縦横断測量業務委託」	西谷技術コンサルタント株式会社		
	根雨地区単県急傾斜地崩壊対策事業「用地測量調査業務委託」	株式会社アイテック		
日野	国道 183 号(新屋工区)道路改良工事「用地測量調査及び道路詳細設計業務委託」(交付 金交安)	シンワ技研コンサルタント株式会社		

盛土等の危険性を調査する緊急点検の点検結果について

令和 3 年 10 月 7 日 技術企画課、治山砂防課

静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、県内で同様の危険性が懸念される盛土 188 箇所、及び7月の豪 雨災害を踏まえ、崖崩れの危険性が懸念される急傾斜地 100 箇所の点検を実施しましたので、その結果につい て報告します。

(点検結果の概要)

- ・計画以上に盛土されているような不適切な盛土はなかった。
- ・道路盛土の水路基礎部が浸食されているものなど、7月豪雨などにより一部対策が必要な箇所が確認された。
- ・対策が必要な箇所について、県管理施設については早急に対策するとともに、市町村等の管理施設について も対応を要請済。

緊急点検の結果

(1)盛土の点検

- ① 緊急点検の対象
 - ・土石流に係る土砂災害警戒区域の上流域の渓流(谷部)に盛土した箇所
- ② 盛土の点検結果
 - ・計画以上に盛土されている不適切な盛土はなかった。
 - ・7 月豪雨などの影響で、水路基礎部の浸食など、対策が必要な箇所が 19 箇所確認された。

<盛土の点検結果>

施 設	点検数(県管理数)	変状箇所数(県管理数)	備 考※	
道路(国道、県道、市町村道)	31 箇所(23)	6 箇所(5)	[災]、[単災]、[盛急] 等	
広域農道、農免道路等	36 箇所(0)	2箇所(0)	[災]、[農交] 等	
林道、林業専用道等	97 箇所(11)	7 箇所(1)	[災]、[農交] 等	
その他施設(ゴルフ場等)	24 箇所(0)	4 箇所(0)		
計	188 箇所 (34)	19 箇所(6)		

※[災]:災害復旧事業(国)、[単災]:単独災害復旧事業、[盛急]:盛土・急傾斜地緊急対策事業、[農交]:しつかり守る農林基盤交付金

(2) 急傾斜地の点検

- ① 緊急点検の対象
 - ・民家等の保全対象がある裏山の斜面の勾配が急な箇所
- ② 点検結果の住民への周知
 - ・緊急性は高くないが、変状が確認された箇所が 26 箇所確認された。
 - ・60 箇所については地元住民参加のもと点検し、不参加箇所についても結果を報告している。

施設	点検施設数	危険度A	危険度B	危険度C	危険度D
急傾斜地	100 箇所	0 箇所	0 箇所	26 箇所	74 箇所

※危険度A:直ちに応急対応が必要、危険度B:詳細調査が必要、危険度C:変状はあるが、緊急性は低い、危険度D:異常なし

変状が確認された箇所の例

・盛土の例 : ①国道482号(若桜町舂米) 盛土法尻の水路基礎部の浸食

急傾斜の例 : ②鳥取市高路 民家裏山の小崩落

①国道482号(若桜町舂米)



②鳥取市高路 民家裏山の小崩落



点検結果を踏まえた対応

(1)盛土についての対応

- ・県管理施設について、盛土・急傾斜地緊急対策事業等を活用し、早急に必要な対策を実施する。
- ・市町村や組合等が管理する林道等の変状が確認されたところについては、災害復旧事業や交付金等を活 用して対応するよう管理者に要請している。
- ・また、民間施設で変状等が認められた箇所については、所有者に適切な対応を求めた。

(2) 急傾斜地についての対応

・点検結果を住民に周知するとともに、恒久的な対応が必要な場合は、住民の意見を聞きながら県、市町村 と対策について検討し、対策を実施する場合は、盛土・急傾斜地緊急対策事業等を活用する。

鳥取県斜面の安全の確保に関する条例に係るパブリックコメントの実施について

令和3年10月7日

住まいまちづくり課・技術企画課

盛土、切土(以下「盛土等」)の施工及び斜面地の工作物設置を規制する条例の制定に向け、第3回アドバイザー会議を開催し、規制内容、技術基準等について条例案の中間とりまとめを行ったので、当該条例案について広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1)募集期間 令和3年10月8日(金)から10月22日(金)まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等
- 2 条例案の概要 (ゴシック下線は、第2回アドバイザー会議の意見を反映した内容)

(1)盛土等及び工作物設置の許可制度

盛土等の施工及び斜面地における工作物の設置を行う場合に遵守すべき技術基準を定め、一定規模以上の行為を行う場合は、知事の許可を必要とする。

①許可の対象とする行為

盛土等	「面積2,000㎡以上かつ高さ1m以上」 又は「面積に関わらず高さ5m以上」 の盛土等
の施工	(残土処分場、宅地開発等が該当)
工作物 の設置	斜面地に設置する面積300㎡以上、又は高さ15m以上の工作物(太陽光・風力発電施設等が該当) ※斜面地:傾斜度15度を超え、かつ高さ5mを超える斜面を含む土地 傾斜度30度を超える斜面地は、工作物が設置できない

※<u>隣接する土地で施工時期、事業者が異なる事業は、土地の利用状況、事業の一体性を踏まえて許可対象事業を</u>判断し、不適切な工事を防止する。

②許可申請から完了検査までの審査

・許可申請から工事完了までの各段階において、書面審査及び現地検査を行い、技術基準への適 合を確認する。

п с нин	u) u 0	
区分	審査方法	審査内容
許可申請	書類審査	・設計図書(図面、地質調査、安定計算書等)の審査を行い、技術基準への適合を 確認し、許可証を交付(技術基準に適合しなければ工事に着手できない。)
中間検査申請	書類審査現地検査	・「地盤の状態」、 <u>「埋設される排水設備」</u> 、「工作物の基礎」の施工状況について、 技術基準への適合を確認し、中間検査合格証を交付(合格後に次工程の工事実施 が可能)
完了検査 申請	書類審査 現地検査	・技術基準への適合を確認し、完了検査合格証を交付(合格するまで使用を制限)

③技術基準

・盛土等及び工作物の設置について斜面の安全に係る技術基準を設定し、許可において審査する。 ※技術基準に定める項目:法面の勾配、小段の間隔・幅、法面の保護、排水施設の構造等

④近隣関係者への事前説明

・盛土等及び工作物の設置に係る事業計画について、近隣関係者への事前説明を義務付ける。 ※近隣関係者は事業区域及び隣接する土地の所有者、地元自治会等

⑤定期報告による基準適合の審査

・斜面及び排水設備の点検結果の定期報告により、技術基準への適合を現地確認する。

施工中 6月毎に施工状況、斜面の安全に係る点検結果の報告を求める。(他県から搬入する土砂も確認) 完了後 盛土等は完了後10年、工作物は撤去完了まで、毎年点検結果の報告を求める。 (斜面に異変又は維持管理の不備があったときは、安全性が担保されるまで報告期間を延長)

⑥保証金の預託

- ・一定の工事を対象に斜面の崩落、工作物の放置など不測の事態に備える保証金の預託を求める。 ※保証金の対象:斜面地の盛土施工(残土処分場、宅地開発等)、工作物(太陽光・風力発電施設等)
- ・保証金の額は事業費の5%又は事業区域の面積1ha当り200万円のいずれか高い額とする。

(2)建設発生土搬出の許可

500m³以上の建設発生土を場外に搬出する場合は知事の許可を必要とする。 ※他県に搬出する土砂も確認

(3) 監視体制、違反行為に対する措置

- ・土砂の不法投棄、無許可の工事等を監視するため巡視員を配置して定期巡回等を行う。
- ・必要に応じて事業者に報告・資料提出を求め、立入調査を行う。
- ・違反者に対して指導、勧告、公表、命令などの措置及び罰則を規定する。

3 「盛土等安全確保アドバイザー」会議

(1)第3回会議の概要

日時:9月29日(水)午後3時~4時30分 場所:とりぎん文化会館(第2会議室) アドバイザー(鳥大、島大の専門家):柗見吉晴(座長)、中村公一、小野祐輔、酒井哲弥 ※柗見座長以外はWEB参加。

(2) 第2回会議の意見への対応方針(案)

	アドバイザーの主な意見	対応方針 (案)
1	・2,000㎡未満でも高く盛る場合は危険性がある。	・高さ5m以上の盛土等を行う場合を規制対象に
1	抜け道がないように工夫お願いしたい。	加える。
	・隣接して異なる業者が許可を要する規模未満で	・施工時期、事業者が異なっていても、一団の土
	盛土や工作物の設置を行い、結果として全体の	地の区域において、一体的に行い施工面積等の
0	区域が当該規模を超えるような場合、どう対処	合計が許可を要する規模を超える場合には、当
2	するか。	該規模を超える事業を行う者が許可を得て、施
		工済みの区域を含め技術基準に適合する必要
		があることとする。
3	・盛土内に埋設する排水設備等は、中間検査で確	・中間検査で確認することを規定する。
3	認するべき。	
	・完了後の定期報告の期間10年間に、排水設備の	・何等かの不備があった場合に、報告期間を延伸
4	不備が確認された場合は、報告期間を延伸でき	できるように規定する。
	るようにしておくべきではないか。	

(3) 第3回会議の主な意見

- ・第2回会議の意見への対応については、「第2回会議の意見への対応方針(案)」で了解。
- ・アドバイザーの意見が反映され、盛土等の規制内容に抜け道がなくなったと思う。

4 今後の予定

令和3年10月8日~22日 パブリックコメント、県民参画電子アンケート実施

10月下旬 第4回アドバイザー会議(最終とりまとめ)

11月 常任委員会報告(条例案、パブリックコメント結果の報告)、

11月以降 条例案の附議 令和4年6月(出水期) 条例の施行 応募期限:令和3年10月22日(金)まで

「鳥取県斜面の安全の確保に関する条例」骨子案について 皆様のご意見をお寄せください

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害は、多くの人命や財産が奪われるなど甚大な被害をもたらしました。この災害は、不適切な盛土が原因であると考えられていますが、盛土そのものを一律に規制する法律がなく、自治体によっては条例を制定して規制を行っています。

鳥取県では、<u>不適切な盛土及び切土(以下「盛土等」といいます。)などによる土砂災害</u>を防止するため、一定規模以上の盛土等及び斜面での工作物設置を許可制とし、斜面の安全性に係る事前の技術審査を行うことを柱とする盛土等及び工作物設置の規制を行う新たな条例の制定を検討しています。

この度、条例の骨子案をとりまとめましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

1 条例の構成案

第1章 総則(目的、規制の対象とする行為、県、事業者及び土地の所有者等の責務)

第2章 盛土等及び斜面地の工作物設置の許可制度

(近隣関係者への事前説明、中間・完了検査、定期報告、保証金の預託)

第3章 建設発生土搬出の許可制度

第4章 雑則(巡視活動、報告の徴取及び立入調査、指導・助言、勧告・公表、命令)

第5章 罰則

2 検討経過

専門家によるアドバイザー会議を設置し、これまで計3回にわたって検討を行い、条例骨子案をとりまとめました。お寄せいただいたご意見をとりまとめ第4回アドバイザー会議で最終案を検討する予定です。アドバイザー会議の概要・議事録はこちら⇒ https://www.pref.tottori.lg.jp/299072.htm (下記ウェブページアドレスからもご覧になれます。)

3 条例制定までのスケジュール (予定)

令和3年10月22日(金)ご意見の応募期限

令和3年10月末頃 ご意見取りまとめ、第4回アドバイザー会議開催、最終案の公表

令和3年11月以降県議会に付議令和4年 6月条例の施行

応募方法

- ・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(下記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。
- ・このチラシは県庁住まいまちづくり課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働 課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市 町村役場の各窓口でも配架しています。

ウェブページアドレス: https://www.pref.tottori.lg.jp/299659.htm

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

≪応募・問い合わせ先≫

鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室

郵送:〒680-8570(所在地記載不要)

電話:0857-26-7391 ファクシミリ:0857-26-8113

電子メール: sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県斜面の安全の確保に関する条例」骨子案

第1章 総則

1 目的

盛土及び切土(以下「盛土等」)の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止、並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用及び県民の生活の安心・安全を確保することを目的とします。

2 規制の対象とする行為

- (1) 一定規模以上の盛土等を行う行為
 - >>>対象は、「面積 2,000 m以上かつ高さ1m以上」又は「面積にかかわらず高さ5m以上」の盛土等
 - ・残土処分場や宅地開発等が該当し、土砂の仮置きも対象となります。
- (2) 斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為
 - >>>対象は、「面積300㎡以上」又は「窩さ15m以上」の工作物の設置
 - ・傾斜度が15度を超え、かつ高さが5mを超える斜面地及びその周辺における工作物の設置を規制し、傾斜度が30度を超える斜面地においては工作物の設置を禁止します。
 - 太陽光発電施設や風力発電施設の設置等が該当します。
- (3) 一定規模以上の建設発生土の搬出
 - >>>対象は、「土量500m以上」の建設発生土の搬出

3 県、事業者及び土地の所有者等の實務

- 〇 県は、条例の目的達成に必要な措置を適切かつ円滑に講じるとともに、市町村と連携を図ります。
- 事業者は、上記の対象規模以上の盛土等の施工及び斜面地における工作物の設置にあたっては、斜面の安全に係る技術基準※を遵守し、災害発生の防止などの措置を講じることとします。
 - ※ 法面の勾配、小段の間隔・幅、法面の保護、排水施設の構造等に関する基準
- 土地の所有者等は、災害の発生を助長し、自然環境、生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該 土地を使用させることのないように努めることとします。

第2章 盛土等及び斜面地の工作物設置の許可制度

1 事業計画の事前審査と知事の許可

第1章の2の(1)一定規模以上の盛土等を行う行為、(2) 斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為は、着手する前に、事業計画が技術基準に適合することの審査を受け知事の許可を得ることが必要になります。

施工時期、事業者が異なっていても、一団の土地の区域において一体の計画とみなされるものは、合計して対象 規模以上の盛土等又は工作物の設置を行う場合は、許可が必要です。

(許可不要とするもの)

安全性が担保されているものは、許可不要とします。

- (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体が行うもの
- (3) 法令に基づく許認可において、条例の技術基準と同等以上の基準で審査されるもの
- (4) 通常の維持管理行為とみなせるもの(林業専用道、作業道の設置等)

(許可手続きの簡素化)

許可を得ることが必要なものであって、法令等の許認可と審査内容が重複するものは、許可手続きを簡素化します。(法令等の許認可手続きと一体で審査を行い、重複する書類の提出を省略します。)

2 近隣関係者への事前説明

事業者には、許可申請を行う前に、事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けます。

(近隣関係者)

- ・隣接する土地の所有者等(土地の使用権原を有するもの)
- ・上記の土地にある建築物の所有者等(建築物の使用権原を有するもの)
- ・上記の土地に係る地元自治会に所属する関係住民

3 中間検査、完了検査

許可を受けた事業者には、知事の中間検査、完了検査を受けることを義務付けます。

	中間検査	事業完了時には確認できない「地盤の状態」、「埋設される排水設備の設置状況」、「工作物の基礎設
		置状況」について、各工程で、事業計画・技術基準への適合を確認します。 中間検査に合格しなけれ
		ば、次工程の工事に着手できません。
İ	完了検査	事業完了時、事業計画・技術基準への適合を確認します。完了検査に合格しなければ、その土地や
٠.		工作物の使用を認めません。
	完了検査	

4 定期報告

許可を受けた事業者には、知事への定期報告を義務付けます。

事業実施中|施工状況等について、6月毎に報告

事業完了後 維持管理の状況等について、盛土等は10年間、工作物は撤去されるまでの間、1年毎に報告 (斜面に異変や維持管理の不備が確認された場合、安全が確保されるまで報告期間を延長)

5 保証金の預託

許可が必要なもののうち、不測の事態が起きた場合に大きな被害をもたらすおそれがあるものについて、金融機関に保証金を預託することを義務付けます。(県は預託金に質権を設定します。)

対 象	斜面地の盛土施工、工作物の設置
金 額	「事業費の5%」又は「事業区域面積1ha あたり200万円」のいずれか高い額
使 途	斜面の安全の確保、災害発生の防止等のために必要な措置を、事業者に代わって県が実施する場合の 費用に充当
質権の 解 除	次の場合に、県が預託金に設定した質権を解除 盛土施工 ⇒完了検査に合格した場合 工作物設置 ⇒工作物が撤去された場合

第3章 建設発生土搬出の許可制度

第1章の2の(3)土量500㎡以上の建設発生土の搬出は、搬出前に、知事の許可を得ることが必要になります。

- ・事業計画で、適切な搬出先があること等を審査します。
- ・建設発生土搬出の完了を知事に報告することを義務付けます。
- ・建設発生土トレーサビリティシステム※を利用する場合は、許可手続きを簡素化(事業計画書提出を省略)します。 ※ ICT(情報通信技術)を活用し、搬出元から搬出先まで正確に把握するシステム。現在、利用を想定しているシステムは、 一般財団法人先端建設技術センターの「SSTRACE(エスエストレース)®」など。

(許可を不要とするもの)

安全性が担保されているものなどは、許可不要とします。

- (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体が行うもの
- (3) 法令に基づく許認可において、適切な搬出先等が審査されるもの
- (4) 通常の維持管理行為とみなせるもの(林業専用道、作業道の設置等)

第4章 雑則

1 巡視活動

県は、土砂の不法投棄、無許可の工事等を監視するため、巡視員を配置して定期巡回等を行います。

2 報告の徴収及び立入調査

県は、必要に応じて事業者に報告や資料の提出を求め、立入調査を行います。

3 指導・助雷

県は、必要に応じて事業者に指導·助言を行います。

4 勧告・公表

県は、斜面の安全確保、災害の発生防止、良好な自然環境又は生活環境の保全(以下「斜面の安全確保等」) のために必要な措置を事業者に勧告します。事業者が、勧告に従わない場合はその旨と氏名・名称を公表します。

5 命令

県は、盛土等の施工、工作物の設置、建設残土の搬出により、斜面の安全確保等に支障が生じるおそれがある場合には、事業の停止、盛土・工作物の撤去その他斜面の安全確保等に必要な措置を事業者に命じます。

(命令の対象者)

- ・技術基準に従わない者
- ・無許可で事業を行った者
- ・災害発生などの危険を生じさせた者

第5章 罰 則

無許可で事業を行った者、県の命令に従わない者等に対し、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を規定します。

令和3年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について

令和3年10月7日技術企画課

令和3年7月1日を価格判定の基準日とする令和3年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について報告します。

1 地価調査の結果及び地価動向

- ○県内の住宅地・商業地・工業地・全用途において下落したものの、<u>昨年より下落率は縮小してお</u>り、新型コロナウイルスの影響は昨年ほど強くは見られなかった。
- ○<u>価格の上昇した地点は昨年の0地点から11地点と好転</u>し、うち9地点が住宅地であり<u>他用途に</u> 比べ住宅地への新型コロナウイルスの影響は小さい。
- ○全国の全用途も下落幅は縮小した。(△0.6%→△0.4%)

第1表 10年間の対前年変動率の推移(鳥取県)

(単位:%)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考
住宅地	△4.8	$\triangle 4.4$	$\triangle 3.4$	$\triangle 2.7$	$\triangle 2.0$	$\triangle 1.7$	$\triangle 1.2$	$\triangle 1.0$	$\triangle 1.3$	Δ1.1	22 年連続下落
商業地	$\triangle 6.1$	△4.9	$\triangle 3.8$	$\triangle 2.9$	$\triangle 2.0$	$\triangle 1.4$	△0.9	△0.8	$\triangle 1.7$	△1.5	30 年連続下落
工業地	$\triangle 5.9$	$\triangle 6.4$	$\triangle 4.3$	$\triangle 2.9$	$\triangle 1.3$	$\triangle 0.6$	0.4	0.8	$\triangle 0.6$	△0.5	2 年連続下落
全用途	$\triangle 5.1$	$\triangle 4.6$	$\triangle 3.5$	$\triangle 2.7$	$\triangle 2.0$	$\triangle 1.6$	$\triangle 1.1$	△0.9	$\triangle 1.4$	Δ1.1	23 年連続下落
全国(全用途)	$\triangle 2.7$	△1.9	$\triangle 1.2$	△0.9	△0.6	△0.3	0.1	0.4	$\triangle 0.6$	△0.4	2 年連続下落

第2表 地域別・用途別の対前年変動率

(単位:%)

71 2 32 -0-2071	111 500 111 00 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(十三: 707				
対前年変動率	住年	芒地	商業	Ě 地	工美	Ě 地	全月	用途
刈削牛炙期华	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
鳥取県	$\triangle 1.3$	Δ1.1	△1.7	△1.5	△0.6	△0.5	△1.4	Δ1.1
中国5県	△0.9	△0.9	△0.6	△0.7	$\triangle 0.2$	△0.1	△0.8	△0.8
全 国	△0.7	△0.5	△0.3	△0.5	0.2	0.8	△0.6	△0.4
鳥取市	△1.5	Δ1.0	$\triangle 2.1$	△1.9	$\triangle 1.3$	△1.3	△1.6	△1.3
米子市	△0.4	0.0	△1.6	Δ1.1	△0.6	△0.3	△0.8	△0.3
倉吉市	$\triangle 1.3$	△1.2	$\triangle 1.2$	△1.3	0.0	0.0	$\triangle 1.2$	△1.2
境港市	$\triangle 2.2$	△1.7	$\triangle 2.1$	△1.9	0.0	0.0	△1.8	△1.5
町村部	$\triangle 1.5$	△1.3	$\triangle 1.5$	△1.4			$\triangle 1.5$	△1.3

第3表 価格の上昇・横ばい・下落した地点数

Ш		' A		令和	2年		令和3年					
用途		述	上昇	横ばい	下落	計	上昇	横ばい	下落	計		
住	宅	地	0	27	102	129	9	18	101	128		
商	業	地	0	3	32	35	1	6	28	35		
工	業	地	0	3	3	6	0	3	3	6		
宅地	也見込る	み地	0	1	1	2	1	0	1	2		
計		0	34	138	172	11	27	133	171			

※前年調査と比較不可能な地点を除く(住宅地で1地点基準地を変更)

第4表 最高価格地

田冷	武士地	標準価格	ト(円/m²)	対前年	備考				
用途	所在地 	R2	R3	変動率(%)	UHI 与				
住	鳥取市西町3丁目	84, 000	84, 000	0.0	9年連続最高価格。中心市街地の閑静な住宅地域。				
商	鳥取市栄町	117, 000	113, 000	△3.4	26年連続最高価格。駅前の商業地。				

2 地価調査の目的

地価調査は、国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、都道府県が毎年1回県内全域の基準地の価格を調査し、その結果を公表するものである。これは、国の行う地価公示(価格判定の基準日は毎年1月1日)とあわせて一般の土地の取引価格の指標ともなるものである。

第5表 用途別の基準値数

区分	住宅地	宅地見込地	商業地	工業地	宅地計	林 地	合 計
基準地数	129	2	35	6	172	6	178

「米子・境港間の高規格道路」の要望について

令和3年10月7日 道路企画課

「米子・境港間の高規格道路」の要望活動を以下のとおり行いました。

1要望概要

日 時: 令和3年9月17日(金) 午前10時00分~午前10時15分

面会者:国土交通省 村山道路局長

要望者:鳥取県 平井知事、米子市 伊木市長、境港市 伊達市長、日吉津村 中田村長

場 所:県庁 第3応接室 (Web 要望)

2 主な要望内容

・平成 18 年に事業が凍結されている中国横断自動車道岡山米子線(米子 IC~米子北 IC 間)の凍結を解除すること。

・中国横断自動車道岡山米子線(米子 IC~境港間)について、規格の高い道路の計画の 具体化に向けた検討を地元と連携して実施し、事業化に向け計画段階評価の早期着手 を図ること。

3 発言要旨

<国土交通省 村山道路局長>

- ・米子から境港の沿線には重要港湾や空港もあり重要度も高く、高規格道路整備の必要 性はあると考えている。
- ・凍結された米子 IC から米子北 IC を含め、境港まで結ばないと意味が無いと考えている。
- ・知事はじめ沿線の首長全員の要望であり、我々としては整備局と県、地元とで今後ど ういう段取りでやっていくか考えたい。
- ・凍結された事業を再起動させるために全力で頑張りたいと思うので、沿線の皆様の支援をお願いしたい。

鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会(第1回)の開催結果について

令和3年10月7日空港港湾課

鳥取県営鳥取空港(愛称:鳥取砂丘コナン空港)は、平成30年7月に公共施設等運営権(コンセッション)制度に基づく民間事業者による空港運営に移行し、現在の運営権者は鳥取空港ビル(株)である。今期(第1期)コンセッション事業期間は令和6年3月までの5年9か月間であり、令和3年度は当該事業期間の中間年度に当たる。そこで、県は鳥取県営鳥取空港特定運営事業等実施方針に基づき、第三者による中間評価委員会を設置した。

令和3年度中間評価時点(財務状況は令和2年度末時点)で、運営権者が鳥取県営鳥取空港特定運営 事業等を適正かつ確実に実施しているか、同委員会に評価を依頼するものである。

1. 鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会(第1回)の概要

- (1) 日 時 令和3年10月5日(火)午前10時~正午
- (2) 場 所 鳥取県庁議会棟 3 階 特別会議室(住所:鳥取市東町1丁目 220番地)
- (3) 委員 入江 道憲 (入江公認会計士事務所 公認会計士・税理士) ◎

岡本 陽子 (公募委員、自家源泉をもつホテル&スパモナーク鳥取営業課)◎

谷本 圭志 (鳥取大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授・副工学部長)

村上 修 (但馬空港ターミナル株式会社常務取締役・空港長)

董 宜萍 (公立鳥取環境大学経営学部准教授) ◎

- 五十音順
- ・今期(第1期)の運営権者を審査する際に設置した「鳥取空港公共施設等運営権者候補者 審査委員会」の委員経験者には⑥を付している。なお、村上委員の前任者が委員であった。
- (4) 事務局 鳥取県県土整備部空港港湾課

2. 議事内容

- (1) 委員長及び副委員長の選任(委員長:入江委員 副委員長:谷本委員)
- (2) 鳥取空港特定運営事業等中間評価員会設置要綱(案)の承認
- (3) 運営権者による運営事業内容の確認
- (4) 評価方法の確認
- (5) 全体スケジュールの確認

3. 委員からの主な意見 (確認事項)

第2回委員会時に予定している運営権者による実施状況説明を受けた後、各委員がそれぞれの知見を 活かして、次の視点から率直な意見・評価を行うとのことだった。

- ・鳥取空港のコンセッション事業運営が関係法令及び空港機能管理規程等関連基準を遵守し、要求水 準を満たした適切な事業を実施できているかどうか
- ・民間事業者の創意工夫・利点を活かした空港運営に努めているかどうか
- ・自由度の高い事業運営等の導入によって、既存インフラの価値が高まり、利用促進が図られ、賑わいの創出の拠点となるような取組が行われているかどうか
- ・今後も前項目を満たす取組が行われる見込みかどうか

4. 今後の予定

令和3年11月上旬 第2回委員会 運営権者による実施状況説明・質疑応答 令和3年12月上旬 第3回委員会 答申(中間評価結果)を県に提出 その後、答申を踏まえて県が運営権者に通知

米子港のウォーターフロント活性化に係る優先交渉権者との基本協定締結について

令和3年10月7日空港港湾課

米子港を活用した民間事業者によるウォーターフロント活性化事業に関して、令和3年4月に決定した優先交渉権者とこれまで協議を重ねた結果、本事業の実施のために設立する事業新会社の形態(設立時期、構成員、役割分担等)及び土地売買契約締結までに行う手続き(実現性、継続性を確認する事業計画書の提出)について、内容の具体化が図られました。

ついては、土地売買契約における条件及び手続きを規定した基本協定を締結するにあたり、概要を報告します。

1. 基本協定書の主な内容

- (1) 事業新会社の設立
 - ・優先交渉権者は基本協定締結後、本事業遂行を目的とする事業新会社を設立しなければならない。
- (2)土地売買契約締結に向けて
 - ・県と優先交渉権者は、土地売買契約が締結できるよう最大限努力する。
 - ・優先交渉権者は、土地売買契約の締結までに本事業の詳細を明確にする事業計画書を県に提出し、 承認を得なければならない。
- (3) 土地売買契約締結不調の場合における処理
 - ・土地売買契約の締結に至らなかった場合、既に県と優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする他、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- (4) 本事業の行政機関の協力
 - ・県と米子市はまちづくりや地域活性化の観点から関係機関が連携して本事業の側方支援を行う。

2. 今後の手続き



- ①県は優先交渉権者と基本協定を締結する。
- ②優先交渉権者は事業新会社を設立する。
- ③優先交渉権者は事業計画書を提出する。県は事業計画書の実現性、継続性等を審査し承認の可否を判断する。
- ④県の事業計画書の承認後に土地売買契約を締結する。

<参考>優先交渉権者

10 11 12/1			
区分	役割	企業名	本 店 所在地
代表企業	代表・幹事	㈱サテライトコミュニケーションズネットワーク	米子市
構成員 1	創客等	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都
構成員 2	資金調達	㈱山陰合同銀行	松江市
構成員3	通信技術提供	KDDI㈱	東京都
構成員 4	建設全般	美保テクノス㈱	米子市
構成員 5	都市開発手法検討	㈱海産物のきむらや	境港市
構成員 6	レストラン運営等	(株)桝水リゾート	伯耆町
構成員 7	都市開発	㈱K&Sコーポレーション	米子市

「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」第6回会議の結果について

令和3年10月7日 淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」第6回会議を開催したので、結果について報告します。

- 1 日時 令和3年9月25日(土)午後1時から午後4時30分まで
- 2 場所 さなめホール (米子市淀江文化センター:米子市淀江町西原) イベントホール (※) 傍聴は、さなめホール大ホール、とりぎん文化会館第2会議室においてモニター傍聴

4 結果(主な内容)

- (1) 水理地質総合解析からの推測
 - ・調査区域には、3つの帯水層(地表近くから第1帯水層、第2帯水層、第3帯水層)が広がっている。
 - ・福井水源地の主要供給源である第3帯水層では、地下水位の等高線図(コンター図)によると、 計画地と淀江平野の地下水の流れは同じ方向(南東→北西)を向いている。
 - ※ 地下水の流れは、最終的にシミュレーションで明らかにする。
- (2) シミュレーションモデルの設定状況
 - ・水理地質構造のデータ等を基にシミュレーションモデルを構築し、現況再現解析を実施した。 (初期設定値による解析)
 - ・構築したモデルのパフォーマンス(計算時間、安定性等)には問題がなかったが、解析結果と実 測値に乖離が見られる部分もあることから、透水係数等の検証を行い、再現性の向上を進めてい く。
- (3) 委員からの主な意見
 - ・現地調査の結果に基づく地下水位コンター図や水質の分類からは、淀江平野と計画地の地下水は 異なっている印象。今後、シミュレーションにより流れを検証していくこととなる。
 - ・モデルに与える透水係数は、シミュレーションの結果を見ながら、試験で得られたデータの分布 幅の中で採用値を決定することは論理的であり良い。
 - ・今回了解した方法で、引き続き、より精度を高めていってほしい。
- (4) 今後のスケジュール
 - ・今回の議論を踏まえ、現況再現解析(モデルが算出する計算上の値と、観測データとを比較し再 現性を向上させていく作業)を進め、シミュレーションモデルの妥当性を確認した後、地下水の 流向等を把握する。

第7回調査会(12月頃) 途中段階の結果報告(予定) 第8回調査会(来年1月末~2月) 最終まとめ(予定)

(5) 傍聴

・新型コロナ対策として、別室でモニターによる傍聴を実施。傍聴者は19名(西部:さなめホール大ホール15名、東部:とりぎん文化会館第2会議室4名)。

※想定図

地下水位コンター図 第3帯水層

: 第3帯水層の地下水流向(地下水位等高線より)

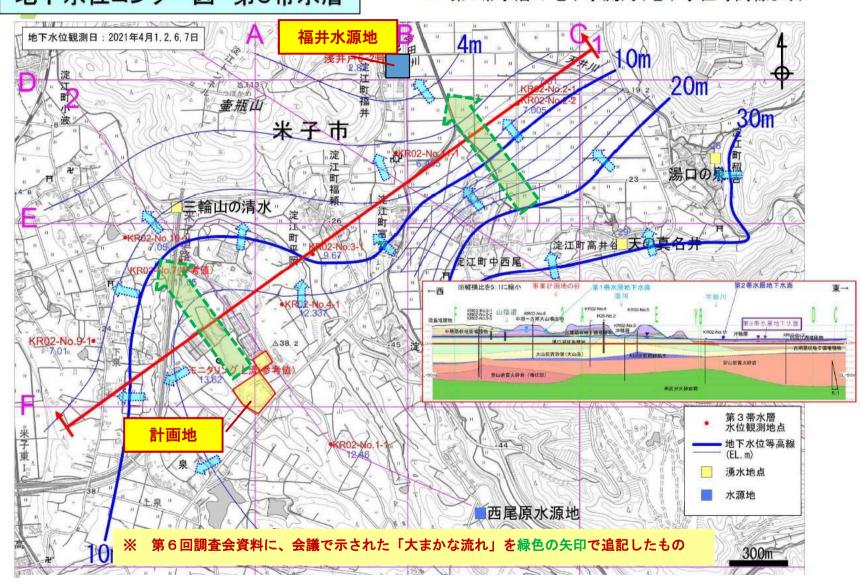


図 地下水位コンター図 (第3帯水層)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】 **県土整備部**

E 49179673 A							
主 務 課	工事名	工事場所	契約の相手方	契 約 金 額	エ期	契約年月日	入札方式
治山砂防課 中部総合事務所 県土整備局	下曹源寺谷川通常砂防 工事(5工区)	東伯郡三朝町曹源寺	加登脇建設株式会社 代表取締役 加登脇 孝彦	96,470,000円 (予定価格) 104,161,200円	令和3年10月20日 ~ 令和4年3月25日	令和3年9月28日	制限付 一般競争入札 (2社)
空港港湾課 西部総合事務所 米子県土整備局	米子港物揚場(一3.5 m)改良工事(3工区)(防 災安全交付金)		株式会社大門建設工業 代表取締役 内田 洋二	108,900,000円 (予定価格) 111,001,000円	令和3年9月8日 ~ 令和4年3月15日	令和3年9月7日	制限付 一般競争入札 (1社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

ACHIEVA — A PARAMETER AND IN HIS A PARAMETER AND A PARAMETER A

_	【変更分】													県土整備部
	主 務 課	エ	事	名	工事場所	契 約	の相	手 方		契 約	金 額	エ 期	契約年月日	変更理由
	道路企画課	国道482 補強工事			江府町 下蚊屋	国道482・ 強工事(補 ス三菱・馬 事共同企業 代表者	助橋梁 [:] 野建設	橋)耐震補 補修)ピー 特定建設	補 -エ とエ	当初契約額 336,6	頁) 800,000円	令和2年12月21 ~ 令和3年12月6	日(当初契約年月日) 令和2年10月7日	_
						株式会社 l 営業所 所長 小倉			· 取(後契約額) 065,000円 (変更額) 865,000円	(変更後工期) 令和4年3月18	(第1回変更契約年月日) 日 令和3年9月8日	・水中測量調査の結果、 浚渫工の土量の増及び 土質変更に伴う施工方 法を変更したことによる 工事費の増 ・施工方法変更に伴い作 業効率が低下したことよ る工期延伸
-17-	道路企画課 西部総合事務所 米子県土整備局	町道中山 川渡河橋 (A1橋台 (国補正))橋梁下)(交付金	部工事	西伯郡 大山町 赤坂	株式会社: 代表取締?	三徳興戍 足 長谷	産 }川 泉	(当初契約額 144,6	頁) 650,000円	令和3年6月1 ~ 令和4年3月18	日(当初契約年月日) 令和3年3月12日	-
									(後契約額) 313,700円 (変更額) 63,700円		(第1回変更契約年月日) 令和3年9月6日	町発注の本線工事との 工程調整の結果、隣接 箇所の杭打ちが可能と なったことから、全体工 程を見直し杭打ちを先行 するため場所打ち杭本 数を増やしたことによる 工事費の増

県土整備部

主務課	エ事	名	工事場所	契 約	の相	手 方	契 約 金 額	エ期	契約年月日	変更理由
(而 部 総 全 事 教 所)	県道皆生西原編橋)外橋梁補修助)		米子市 上福原外	株式会社み 代表取締役	たこ土建	! 耕一郎	(当初契約額) 103,400,000円	令和3年1月18日 ~ 令和3年9月13日	(当初契約年月日) 令和3年1月15日	-
								(変更後工期) 令和4年1月31日	(和)四久又大小十八日/	用水路にかかる三柳境橋と陳少橋の施工に伴い用水路管理者と止水時期の調整をした結果、 灌漑期以降の止水及び施工となったことによる 工期延伸

県土整備部

【変史分】								宗工笠順 市
主務課	エ	事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	エ期	契約年月日	変更理由
道路建設課 鳥取県土 整備事務所	国道178号 改良工事(2 助)	(岩美道路) 工区)(補	岩美郡 岩美町 牧谷	株式会社栗山組 代表取締役社長 栗山 和大	(当初契約額) 113,630,000円	令和2年10月1日 ~ 令和3年3月15日	(当初契約年月日) 令和2年10月1日	-
						(変更後工期) 令和3年7月30日		トンネル工事の掘削残土を受け入れて盛土を進めるものであるが、当該トンネル工事との工程調整をしたことによる工期延伸
					(第2回変更後契約額) 114,975,300円 (変更額) 1,345,300円	(変更後工期) 令和3年8月31日	(第2回変更契約年月日) 令和3年7月30日	・ICT活用施工を実施したことによる工事費の増・盛土に使用する他工区からの流用土の土質が想定以上に悪く、現場内での仮置(曝気)が必要となったことによる工期延伸
					(第3回変更後契約額) 119,350,000円 (変更額) 4,374,700円		(第3回変更契約年月日) 令和3年8月31日	週休2日モデル工事の 実施による経費補正を 行ったことによる工事費 の増
						(変更後工期) 令和3年9月16日	(第4回変更契約年月日) 令和3年8月31日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策 を講じたことによる工期 延伸
					(第5回変更後契約額) 120,654,600円 (変更額) 1,304,600円			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策 症の感染拡大防止対策 を講じたことによる工期 延伸に伴う経費が増加したことによる工事費の増

県土整備部

	【変更分】										果工整備 部
	主務課	エ	事	名	工事場所	契約の	相手方	契 約 金 額	工期	契約年月日	変更理由
		国道178 改良工事 助)(国補	(4工区		岩美郡 岩美町 陸上	株式会社栗山組 代表取締役社長		(当初契約額) 163,020,000円	令和3年3月19 ~ 令和3年12月2	9日(当初契約年月日) 令和3年3月19日 7日	-
								(第1回変更後契約額) 169,293,300円 (変更額) 6,273,300円		(第1回変更契約年月日) 令和3年9月30日	隣接する工事と調整した 結果、盛土工事を追加し たことによる工事費の増
	山部総合事務所	北条川放(護岸工)補正)			東伯郡 北栄町 弓原	株式会社共栄組 代表取締役 山		(当初契約額) 116,490,000円	令和3年3月19 ~ 令和3年11月1	5日(当初契約年月日) 令和3年3月9日 日	-
-20-								(第1回変更後契約額) 127,523,000円 (変更額) 11,033,000円		(第1回変更契約年月日) 令和3年6月18日	ICT活用工事の実施に 必要な経費を計上したこ とによる工事費の増
								(第2回変更後契約額) 133,245,200円 (変更額) 5,722,200円		(第2回変更契約年月日) 令和3年9月21日	週休2日モデル工事の 実施による経費補正を 行ったことによる工事費 の増

県土整備部

主務課	工事	名 工事場所	契約の相手方	契 約 金 額	エ期	契約年月日	変更理由
河川課 西部総合事務所 日野県土整備局	日野川霞地区河川で	改修 日野郡	サワタ建設株式会社 代表取締役 澤田 信介	(当初契約額) 122,980,000円		(当初契約年月日) 令和2年9月17日	-
				(第1回変更後契約額) 126,451,600円 (変更額) 3,471,600円	(変更後工期) 令和3年7月26日	11410071201	・工事支障木の処分について、当初想定していたよりも処分量が増となったことによる工事費の増・他事業の大型車利用により大型車手配が困難な状況にあり、土砂運搬に不測の期間を要したことによる工期延伸
				(第2回変更後契約額) 132,958,100円 (変更額) 6,506,500円	(変更後工期) 令和3年8月13日		・週休2日(4週8休)の達成による労務費及び経費の補正による工事費の増・残土仮置をしている借地の地権者より敷地の一部を使用したいという依頼があり、残土を搬出したことによる工事費の増
					(変更後工期) 令和3年9月30日	令和3年8月20日	令和3年8月14日から15 日の豪雨による崩壊法 面の応急復旧のための 工期延伸
				(第4回変更後契約額) 134,304,500円 (変更額) 1,346,400円		令和3年9月30日	令和3年8月14日から15日の豪雨により法面が崩れ、その応急復旧を実施したことによる工事費の増

県土整備部

_	【发史刀】											二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
	主 務 課	エ	事	名	工事場所	契 約	の相	手 方	契 約 金 額	エ期	契約年月日	変更理由
		宮ノ谷川でエン	沙防工事	事(堰堤	鳥取市下段	吉田建設株代表取締役			(当初契約額) 93,610,000円	令和2年12月9日 ~ 令和3年8月26日	(当初契約年月日) 令和2年12月9日	-
									(第1回変更後契約額) 102,000,800円 (変更額) 8,390,800円	(変更後工期) 令和2年12月9日 ~ 令和3年9月30日	令和3年8月24日	堰堤工の掘削作業において不安定な岩塊が露出し作業員の安全を確保するため落下する危険性がある岩を除去したことから間詰コンクリートの形状が変更となりコンクリート量が増となったことによる工期延伸
-22-									(第2回変更後契約額) 106,342,500円 (変更額) 4,341,700円		(第2回変更契約年月日) 令和3年9月30日	・週休2日モデル工事の 実施による経費補正を 行ったことによる工事費 の増 ・熱中症対策に資する経 費として現場管理費に補 正を行ったことによる工 事費の増